

柏崎市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客 自動車運送事業用自動車等の 範囲	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がないも のとなるようにするため必要 と認める事項	合意状況
出川バス停	柏崎市野田392-1先	柏崎市が運営主体、柏崎交通株式会社が運行主体となって運行する一般乗合旅客自動車運送事業（柏崎市A I新交通あいくる（南エリア））の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月28日、第5回柏崎市地域公共交通活性化協議会において、合意したものの。
野田農協前バス停	柏崎市野田627-1先			
野田中央バス停	柏崎市野田903-1先			
木沢入口バス停	柏崎市野田1182-1先			
高橋バス停	柏崎市田屋8304先			
田屋バス停	柏崎市田屋4834先			
石塚バス停	柏崎市田屋2895-1先			
木沢バス停	柏崎市木沢421-1先			
水上入口バス停	柏崎市久米1061先			
久米バス停	柏崎市久米775先			